

【鞍手町事業】令和3年度 鞍手町  
商業店舗リフォーム補助金のご案内

補助限度額  
50万円

(補助対象経費の1/3)

鞍手町が町内事業者の商業の振興及び活性化を図るため、商業店舗の改修を行う事業者に対し、工事に係る経費の一部を支援するものです。

申請資格

町内に本社本店主たる事業所を有し、営利を目的に営業を行っている法人又は個人で以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 卸売業（小売店舗がある場合）、小売業、飲食業、生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業など）を営むもので店舗をリフォームするもの
- (2) 鞍手町商工会の支援を受け事業計画を作成するもの
- (3) 賃貸借物件の場合は、所有者の同意が得られるもの
- (4) 税等の滞納がないこと
- (5) 暴力団関係者でないもの

対象とする経費

町内の施工業者と契約する1申請あたり50万円以上の工事で①店舗の内装、外装工事、給排水工事、電気工事②建物と一体的な備品などの購入経費③店舗の看板設置や駐車場整備の工事

補助事業	補助金額	補助上限額
商業店舗リフォーム補助金	補助対象経費（消費税を除く）の1/3	50万円

申請先 鞍手町役場地域振興課 (TEL 42-2111)

申請方法 商工会において相談指導を受け事業計画、収支予算書の作成を行うこと

※申込書類は商工会で準備しています。

- ①事業計画書②収支予算書③商業店舗の位置図④商業店舗の所有権が確認できるもの
- ⑤賃貸借契約書及び所有者からの同意書⑥誓約書⑦積算根拠書類の写し⑧設計図の写し
- ⑨施工前の状況写真⑩営業許可の写し⑪その他町長が必要と認める書類

受付期間

令和3年7月1日から8月31日まで  
応募者多数となり予算に達した場合は、抽選となります。  
( 補助金予算100万円 )

問い合わせ先  
鞍手町商工会  
TEL 42-0357  
〒807-1312  
福岡県鞍手郡鞍手町中山 2768